

◆24番（下市香乃美議員） 皆さんこんにちは。市民ネットの下市香乃美でございます。議会傍聴にお越しの皆さん、市政に関心をお持ちいただきましてありがとうございます。市長選は高谷市長が2期目の当選となり、政令市の土台をがっちり築いていただくことになりました。私たちはしっかりとチェックをしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

それでは、通告に従って質問いたします。

1番、高谷市長2期目の公約に関連して。

まず、行財政改革の推進についてです。

高谷市長が、借金7,000億円、このままでは第2の夕張になると発言してから2年がたち、2008年度決算では借金は6,700億円になりました。それでも岡山市の財政は大変厳しいものです。企業で言えば大赤字の状況が続いています。市長は公約で、人件費のさらなる削減に向けて官から民へを旨とした職員採用計画を策定とし、本議会冒頭あいさつでは、これまで以上に徹底した行財政改革を断行するとし、ゼロベースでの定員分析を行っている、適正人員を算出した上で採用者数の精査を行う、民間の人材を確保、登用する、平成27年度には人件費比率を17%台にすると述べています。

私は、人員削減より前に、お金がなくなるかからないような地域社会維持のシステムをつくること、シビルミニマム、つまり自治体政府が保障する文化的な市民生活の最低基準を徹底することが必要だと考えます。公平性というのは、みんなに一律にサービスを提供するというのではなく、市民一人一人にシビルミニマムまでの生活水準を保障することだと考えます。市役所の柔軟な対応も必要であり、そのためには基準となる細かいルールを決めるべきです。岡山市としてのシビルミニマム、すなわち文化的市民生活の最低基準を強化することについての御所見をお伺いいたします。

市長の考え方は、小さな政府をつくるために、行政を民間企業と同様の経営主体とみなし、人件費などのコスト削減を第一の目標とするものでしょうか。

その方法は、中核部分だけを公務に残し、周辺部分はアウトソーシングまたは臨時・非常勤職員などとするということになります。企画部門と実施部門を分離していくことですか。これは官製ワーキングプアをどう作り出すことになると思いますが、御所見をお聞かせください。

市の職員採用試験は、一般と民間の人材で選考方法に違いはありますか。

竹之内議員の質問に対して、平成21年度から人事評価制度を実施すると市長答弁がありました。今年度管理者に実施する人事評価制度の仕組みを御説明ください。人事評価をする対象は、具体的にどういう事例をお考えでしょうか。人事評価が適正であるためには、評価基準が客観的、具体的であり、評価者が中立公正で評価能力を十分に有しており、さらにこれを事後的にチェックするシステムが不可欠だと思います。現状を御説明ください。

次に、市長はこれまで民間の経営手法を取り入れると言ってきました。民間会社が赤字経営のときの社長の退職金はどのようになっているのでしょうか。市長はチボリの社長をやめたときに退職金をもらったのでしょうか。そのときと比べて、岡山市長の退職金の額はこれで妥当と考えていますか。今回の答申に至るまでの報酬審議会の議論について御説明ください。審議会委員から、退職金は要らないのではないかとという発言はありましたか。

市民のひろば5月号には、市職員の給与などの状況を公表しますという記事があり、職員の退職手当の記述はありますが、なぜか市長の退職金については記載がありません。何ででしょうか。市民の理解がより深まるように、市民のひろばに市長の退職金の記事を載せるべきではないでしょうか。

次に、県事業負担金についてお尋ねいたします。

先日、羽場議員からも質問がありました。9月16日に民主党政権が誕生し、そのマニフェストには、国の出先機関、直轄事業に対する地方の負担金は廃止する、政策目的としては国と地方の二重行政は廃し、地方にできることは地方にゆだねるとあります。民主党のマニフェスト、また県事業負担金についての市長のお考えをお示しください。

次に、市長の公約に、緑のボリュームアップ、都心の緑化の推進、安らぎと憩いの空間づくりというのがあります。6月議会で市長は、道路の緑化も水と緑が魅せる心豊かな庭園都市の実現に向けての重要な施策の一つとし、新設道路だけではなく既存道路にも高木や低木を植え、道路緑化を進めると答弁しています。既に植えられている街路樹の剪定はどのように行っているのでしょうか。そこには、緑を守りふやす意識や地球温暖化防止の意識は入っているのでしょうか。

次に、高齢者が安心して暮らせるまちという公約があります。これに関連して、地域の人が交流できる場として、市民団体などが開設する喫茶室や食堂が各地にふえてきました。これは一般にコミュニティカフェと呼ばれ、特に定年退職者やひとり暮らしのシニア層を食の面から支え、孤立を防ぐ役割が注目されています。このコミュニティカフェについての御所見をお聞かせください。

次に、子どもが安全で健やかに育つ地域環境づくりという公約があります。これに関連して、南方子育て支援センターは改築中の南方保育園に併設されることになっており、現在は番町保育園を利用しています。ことし、子育て情報誌ワイヤーママに掲載されたこともあり、番町保育園の子育て支援センター利用者はふえているようです。子育て支援センターは、通常は保育園の中で行われており、番町のように単独で行われているものはほかにはないと思います。南方から番町へ移ってからの利用状況はどうでしょうか。番町保育園での子育て支援センターの利用者が伸びている理由は何でしょうか。地域の子どもの居場所づくりとして、公立の子育て支援センターを充実、拡充すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市長は今議会冒頭のあいさつの中で、発達障害児が急増している現状を踏まえ、発達障害者支援センターの創設も含め支援を充実させると述べています。6月議会で教育長は、特別な支援の必要な児童数について実態調査はできていない、検討したいと答弁しています。発達障害児の支援の充実が重要な施策であり、早急な対応が必要だと考えます。行政が施策として取り組む前に、現状把握、実態調査を行うべきだと思います。市長と教育長のお考えをお聞かせください。

就学支援シートによる保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携がやっと始まったところですが、障害児の支援の充実のためには、乳幼児から青年期までの長いスパンが必要であり、教育はもちろん、福祉、医療の連携は欠かせません。就学支援シートや相談支援ファイルなどの活用を含め、乳幼児から青年期までの支援のあり方を考えるため、横断的なプロジェクトチームが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

西大寺南ふれあい公園内の体験学習施設に図書館機能の充実を図るとの市長提案理由説明がありました。図書館整備実施計画では、まず東部地区図書館を整備するとありますので、このままでは計画と現状にずれが生じます。これらの整合性を図るためには、図書館整備計画の見直しが必要となりま

す。これまで、図書館整備計画は市民参画、市民協働を充実させてつくられています。図書館整備計画の今後の見直しはどのような手法で行うのでしょうか。教育長は6月議会で、公民館の図書コーナーを充実させていくと答弁しました。その方法について具体的に御説明ください。

2番、要綱行政についてお尋ねいたします。

要綱とは、国、地方公共団体において内部的に定められている規範のことです。要綱は、法である法律、条例、法規命令とは異なり、本来は法的拘束力のない内規と言えます。大まかな分類をする、組織に関する要綱、行政指導の準則を定める指導要綱、助成に関する要綱などがあります。岡山市は、条例制定と要綱の活用について、どのような方針に基づき行政運営を進めていますか。条例の数、要綱の数についてもお示しください。要綱の制定や改正について、どのような基準で議会に諮っていますか、その理由について御説明ください。

今議会に成年後見制度利用支援実施要綱等の改善に関する陳情が出されています。この要綱は、判断能力が十分でない認知症高齢者等に対して、権利擁護及び法的地位の安定を図るため、成年後見制度の利用にかかる費用を助成するというものです。成年後見制度は高齢社会にとって重要な制度であり、十分に政策的なものと言えます。この内容は、市長申し立てで、かつ高齢者虐待事例に絞るという、非常に対象範囲が狭く、いまだに対象事例はないと聞いています。この要綱の制定について、なぜ議会に諮らなかったのか、その理由を御説明ください。

3番、合併特例区廃止後のまちづくりにについてお尋ねいたします。

今議会には、これまで合併特例区が管理していた公の施設を市の施設として継続するための議案が上程されています。御津、灘崎との合併から早いもので5年がたちます。先ほど森田議員からも質問がありました。合併特例区は、地域の住民の意見を反映しつつ、その地域を単位として一定の事務を処理し、事務の効果的な処理または当該地域の住民の生活の利便性の向上を図り、合併市町村の一体性の円滑な確立に資するとされています。御津、灘崎それぞれの合併特例区の成果は何でしょうか。今後の地域づくりにとって、特例区の成果の何を残すべきだと考えますか。合併後に、旧町だった地域はどのように変わったのでしょうか、具体的に御説明ください。合併は、合併旧町の住民にとってどういう市民サービスの向上をもたらしましたか、具体的に御説明ください。この答弁は当該区長の意見を確認の上、市長がお答えください。

第27次地方制度調査会の今後の地方自治制度のあり方に関する答申において、政令指定都市についても現行の指定都市制度の中でさらなる権限の移譲を行い、その権能を強化するという方向を目指すべきであるという団体自治の強化の側面とともに、住民サービスを充実するという観点からは、大都市における行政区がより住民に身近なものとなり、住民の意向が一層反映されるよう地域内分権化を図る必要があるとした上で、地域自治組織の活用という住民自治の強化の観点も示されています。特例区解散後も住民の意見の反映と住民生活の利便性の向上を図る必要があります。その中心は支所が担うべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、御津地区は高齢化率30.56%と、市内66学区のうち7番目に高いんです。御津町時代に路線バスが廃止され、特例区事業として御津コミュニティバスを運行してきました。特例区解散後もこのバスは存続するとお聞きしています。今後の高齢化の進展を考えた場合、市民の利便性の向上が必要であり、地域住民が使いにくいバスの運行を続けるのかどうか議論すべきだと思います。バス路線廃止地域の公共交通について、岡山市独自の取り組みをどのようにお考えでしょうか。

6月議会で市長は、御津のコミュニティバスは街路交通課、スクールバスは就学課を担当課として事業を継続すると答弁しています。バスにするのかダイヤモンドタクシーにするのか、地域の実情やニーズを把握した上で議論する場を支所に設ける、支所が中心となるべきだと考えますが、いかがでしょうか。その際、地域住民との協働をどのように進めるお考えでしょうか。

4番、区役所についてお尋ねいたします。

区役所での行政サービス窓口が4月から始まりました。行政サービスが多層化、重層化している現在、区役所では小さな組織にできる限り広範な事務を詰め込むことによって市民の期待を満足することができると。行政サービスの多層化、重層化により、1人の市民に係る政策課題も同様となります。すると、地域や市民の視点から行政サービスを統合して実施する必要があります。

しかし、そのような組織を整備することは簡単なことではありません。小さい窓口や担当者では担い切れなくなる可能性があり、行政組織全体にストレスを生み出します。そのストレスの主な要因は、同一自治体内における統一的処理が求められるからです。解決策としては、充実したバックアップ体制、制度化、閉じられた所管意識の払拭が挙げられると思います。御所見をお伺いいたします。

各区役所では整理券方式により、市民に順番どおりのサービス提供を開始しています。しかし、整理券発券機の位置がわかりにくく、じっと待っていたという市民の方のお話も聞いています。中区役所では、窓口案内をする職員がフロアにおり、親切な気持ちのよい対応をしていました。市民にわかりやすい窓口サービスの一つとして、フロア案内係を配置することを提案します。いかがでしょうか。

区役所に市民保険年金課を配置しました。市民保険年金課の取り扱い業務はとても幅広く、事務分掌規則において109項目あります。この業務を北区は56人、中区は24人、南区は19人、東区は18人で対応しています。後期高齢者医療の各種申請と被保険者証の再発行手続は、本庁、各区役所、支所、地域センターの取り扱い業務となっています。市民の方から、後期高齢者医療の保険料納付方法の変更が区役所でできなかった、後日用紙を送ると言われたが用紙も送ってこなかったとの御相談がありました。このようなことが起きる理由について御説明ください。また、この問題の解決策についてお示しください。

次に、パスポートの申請、交付サービスが区役所で始まりました。しかし、中区役所、南区役所では、パスポートの交付を受けるときに必要な収入印紙と県の証紙の販売が行われていません。市民の方は、それぞれ近くの郵便局や農協、警察署までわざわざ買いに行かなければなりません。市民の利便性向上のため、中・南区役所内においてこれらの販売を開始すべきだと思います。お考えをお聞かせください。

次に、中区役所メディアコムの賃料についてお尋ねいたします。

メディアコムの賃料は、平成26年3月末までに支払う総額が約2億5,000万円です。1年間の支払いが5,000万円にも及び、契約期間明け5年後の設置場所すら展望が見えない中、市民感情として納得のいかない状況にあると思います。許容価格決定に当たり、以下の事柄について考慮したのかどうか、その理由も含めてお答えください。

近傍類似取引事例比較法を用いたとのことですが、市の利用は公共目的であり商業利用ではない

こと、1階から3階まで一括利用であり大規模スケールメリットが見られること、個別的要因である角地であることの比準を考慮すること、事情補正を考慮すること——危険負担はないため、敷金、権利金等民間取引慣習になじむか疑問です——、地価公示等から見た地代等の妥当性、地代等は収益還元法——5分利還元によって決定される資本主義社会本来の不動産評価に従うこと、中国銀行を初めとするメディアコムにおける他のテナントとの均衡、駐車場賃料は他の入居者と供用であり数的に排他性がないことの事情補正、これらを考慮したのかどうかをお答えください。
以上で1回目の質問を終わります。
御清聴ありがとうございました。(拍手)

P. 142

◎繁定昭男 総務局長 高谷市長 2期目の公約に関連しての項の中で、市の職員採用試験は一般と民間の人材で選考方法に違いがあるのかとのお尋ねでございます。

本年度の職員採用試験のうち、大学卒業程度、短大・高校卒業程度の採用試験については、第1次試験で教養試験、専門試験を行い、第1次試験の合格者に対して口述試験による第2次試験を行い、最終合格者を決定いたします。また、民間企業等職経験者の採用試験については、第1次試験で書類審査、教養試験を行い、第1次試験の合格者に対して専門試験及び口述試験による第2次試験を行い、最終合格者を決定します。なお、第1次試験の合格者のうち、専門試験免除資格・免許を有している者は専門試験が免除されます。

次に、人事評価制度についてのお尋ねでございます。
平成22年度からの新たな人事評価制度の導入について、課長以上の管理職について平成21年度から前倒して実施いたします。この人事評価は、職員の仕事の成果、職務遂行上見られた能力及び職務に対する取り組み姿勢について、客観的かつ継続的に把握し、統一的基準で公正に評価することとしております。また、複数の評価者による絶対評価とし、職員個人としての人間性や人格を評価するものではなく、あくまでも組織における職業人としての評価であることが必要であります。いずれにしましても、研修等により評価者の能力向上に努め、評価の精度を上げるように努めてまいりたいと考えております。

次に、民間企業が赤字のときの社長の退職金はどのようになっているか、市長がチボリの社長をやめたときに退職金はもらったのか、岡山市長の退職金の額はこれで妥当か、「市民のひろば おかやま」に市長の退職金について記載がない、市民の理解がより深まるように記事を載せるべきではないかとお尋ねでございます。一括してお答えします。

民間の会社の退職金につきましては、それぞれの会社で判断されるものと考えます。また、市長がチボリの社長をやめたときの退職金につきましては、市長になる前の個人的なことなのでお答えしかねます。

市長の退職金を含め特別職の報酬等につきましては、総合政策審議会総務・社会部会の中で、なぜ市長には退職金があるのかという質問などもありましたが、さまざまな議論の上、答申をいただき、条例として議決されたものです。

市の職員の給与につきましては、市民によりわかりやすい情報を提供するため、国からの地方公共団体における職員給与等の公表についての通知に準じて「市民のひろば おかやま」に掲載しているところでございますが、一般職員のみを対象としておりますので、市長の退職金などは掲載しておりません。今後、市長などの特別職の給与につきましても、国や他の政令指定都市の状況も見きわめながら掲載を検討したいと考えております。

次に、要綱行政について、条例制定と要綱の活用について、どのような方針に基づき行政運営を進めているのか、また条例の数、要綱の数についても示されたい、要綱の制定や改正についてどのような基準で議会に諮っているのかとのお尋ねでございます。

まず、1点目の条例制定と要綱の活用について、どのような方針に基づき行政運営を進めているのかというお尋ねですが、法律の規定事項、権利義務規制事項、本市において重要な事項と判断されるものについては条例によることとしており、一方、住民に関係する内容を定めるものであっても、非権力的な行政作用を担うものや機動的に新たな行政需要に対応する必要があるもの等については、要綱の活用を条例等自治立法に準ずる有用な行政手法の一つとして位置づけております。

また、要綱の類型としては、議員お示しのもののほか、行政が行う事業の趣旨、目的、根拠、活動内容等をその内容とする事業実施要綱、またはそれらの性格をあわせ持つものであり、それらにより運用を図っているところですが、なお、平成21年7月3日現在で、条例の数は404本、告示を行っている要綱の数は313本となっております。

次に、2点目の要綱の制定や改正についてどのような基準で議会に諮っているのかというお尋ねですが、要綱の制定、改廃は市長等の権限に属する事項であり、市長等限りの判断で行うことができるものであることから、特段議会にお諮りする際の基準があるわけではありませんが、各種施策の実施について市議会の御理解をいただきながら進めていくという観点から、実務上、本会議、委員会等での議論の対象となった政策、施策、または事業にかかわるもの、住民の生活に深くかかわるもの等については、必要に応じ各所管の委員会等において、その概要について御説明を行ってまいりましたところですが、

また、透明性を高め、公正な業務執行を進めるために、告示を行った要綱については、条例、規制とあわせて市のホームページ上の例規集に掲載し公表しているところですが、これとあわせ、今後もその必要性があると判断される要綱については、積極的にこれを市議会にお示しするように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 143

◎片山伸二 市民局長 合併特例区廃止後のまちづくりについての項、特例区廃止後の住民の意見の反映と住民生活の利便性の向上を図る上で、その中心的役割は支所が担うべきと考えるがいかがかと御質問にお答えいたします。

区役所体制の中におきましては、市民の身近な相談を初め、連絡取次機能は地域センターが担うものとされており、同様に、合併特例区廃止後の合併地区につきましても、住民の意見の反映や住民生活の利便性の向上を図る機能は必要であると認識しております。なお、こういった機能につきま

しては、最終的には他の地域とともに住民の意見をお聞きしながら、各区役所が中心となって調整を図るべきものと考えております。

次に、区役所についての項のうち、区役所では行政サービスを統合して実施する必要が生じる、そのためには体制、制度化及び所管意識の払拭が挙げられると思うが、所見をとのお尋ねでございます。

区役所では、市民の方が身近に必要なとされる多種多様で幅広いサービスの提供を行っておりますが、一方で本庁所管課の判断を仰ぐケースも少なからずあることから、その対応に対して改善を求める声もお聞きいたしております。市民の方に満足していただける質の高いサービスを提供するためには、職員一人一人の資質の向上はもとより、議員御指摘のように、それを支える効率的で機能的な組織体制が必要でございます。そのため、来庁される方の求めるサービスを可能な限りその場で完結できますよう、窓口事務をマニュアル化するとともに、職員研修を通して縦割り意識の排除を進めるなど、組織としての対応力の強化に努め、より一層の市民サービス向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく区役所についての項、窓口サービスの一つとしてフロア案内係の配置を提案するがいかかとの御質問にお答えいたします。

フロア案内係につきましては、本年度国の緊急雇用創出事業により、4区役所の顔である市民保険年金課の窓口複数のフロアマネジャーを配置しているところでございます。ただ、議員御指摘のとおり、窓口業務繁忙期にはフロアマネジャーも窓口業務に従事する場合もあり、このようなときに市民の方に御迷惑をおかけしたものと思われまふ。したがいまして、今後フロアマネジャーの運用を見直しまして、来庁される市民の方の要件に応じた窓口へ、丁寧かつ適切に御案内することができまふよう心がけるなど、市民の皆様が利用しやすく、わかりやすい窓口環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく区役所についての項、中区役所、南区役所で収入印紙と県証紙の販売をすべきだが考えをとのお尋ねでございます。

パスポートの申請と交付事務につきましては、ことし4月から各区役所の市民保険年金課に窓口を拡大し、市民の方から便利になったとの御意見をいただいているところでございます。収入印紙、県証紙につきましてはパスポートの交付の際に必要なものですが、中区、南区では取り扱う売店等がないため、申請時において、後日受け取りに来る際に近隣の販売所でお買い求めいただくようお伝えしているところでございます。今後、申請時のより丁寧な御案内を心がけるとともに、議員御指摘の印紙、証紙の取り扱いにつきましても、例えば自動販売機の設置などが可能か検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、同じく区役所の項のうち、中区役所の賃料の決定に当たりどのように考慮したのか、その理由を含めて答えをとのお尋ねにお答えいたします。

中区役所の整備に当たりましては、区役所施設としての機能が確保できる規模があり、一定期間内に施設が完了できること、さらには位置的にも市民の利便性が確保できることが条件となります。こうした観点から検討し、新たに用地を取得し施設を整備することはできないとの判断のもと、既存の施設を活用する手法を選択したものでございます。

施設の選定に当たりましては、中区域内で条件を満たす施設を検索した結果、現在区役所として使用しておりますRSKメディアコムを候補として選定したものでございます。

賃借料の検討に当たりましては、議員御指摘のような個別項目について検討したわけではございませんが、市民サービスを提供する公共施設であることや、一定の規模を継続的に賃借することなどの条件を提示し、所有者から賃借に要する額の提示を求めました。これに対し、提示された金額が近隣施設の賃借料との比較や、過去に岡山市が民間施設を借用した際の賃借料などを検討して求めた許容価格を下回っており、適正な額と判断して契約を交わしたものでございます。

以上でございます。

P. 144

◎鈴木弘 治保健福祉局長 要綱行政についての項、成年後見制度利用支援実施要綱の制定について議会に諮らなかつた理由についてのお尋ねでございます。

議員御指摘の要綱は、認知症高齢者に対する虐待事例が急増する中で、成年後見人の市長申し立てをする際に、保護された高齢者が後見人へ報酬を支払う資力がなかつたため、これまで後見人を依頼していたNPO法人に引き受けてもらえないケースがございました。そこで、当面の措置として家庭裁判所への成年後見の申し立てを円滑に行うために制定したものでございます。このことについては保健福祉委員会に報告すべき案件であったと考えており、今後住民の生活に深くかかわる事業に関する要綱の制定や改正の際は、委員会にその概要等について説明してまいりたいと考えております。

次に、区役所についての項、市民保険年金課業務について、後期高齢者医療の保険料納付方法の変更が区役所でできなかつたこと、後日の用紙送付がなかつたことが起きる理由及びその解決策についてのお尋ねでございます。

後期高齢者医療の保険料納付方法の変更申し出については、各区役所、支所、地域センター及び福祉事務所で行うことができるようにしております。市民へのお知らせなどの発送の際には、庁内LANの会議室を利用し各窓口への周知を行っておりますが、このたびのような事態が発生するということは、本庁と窓口との連携に問題があつたものと考えており、非常に申しわけなく思っているところでございます。今後の解決策につきましては、これまでのように庁内LANに限らず文書等を配布するなどにより、一層の制度周知、連携強化を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 145

◎奥田さち子保健福祉局 ども・子育て担当局長 高谷市長2期目の公約に関連しての項、子どもの安心、地域の子どもの居場所づくり、子育て支援センターについて、南方子育て支援センターが南方から番町へ移つてからの利用状況はどうか、番町保育園の子育て支援センターの利用者が伸びている理由は何かとお尋ねいたします。

南方地域子育て支援センターは、旧南方幼稚園を利用して事業を開始しましたが、南方保育園の新園舎建設工事に伴い、休園中の番町保育園を利用して暫定的に事業を実施しております。移転後は施

設が狭隘となったものの、もともと番町保育園は3歳未満児を対象とした保育園であったため、特に年齢の低い子どもや保護者が安心して過ごせる施設設備となっていること等から、移転前との比較では利用者数は減っていますが、訪れる子どもが低年齢化し、徐々に利用が進んできているものと考えております。

次に、公立の子育て支援センターを充実、拡充すべきと考えるがどうかのお尋ねにお答えいたします。

子育て支援センターは、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行うことにより地域の子育て力を高める役割を担っていますので、幼稚園や公民館での子育て広場、児童館等、地域で実施されている子育て支援の状況等を勘案しながら、今後について検討してまいりたいと考えております。

次に、発達障害者支援センターについて、発達障害児の支援の充実は重要な施策であり、現状把握、実態調査を行うべきだと考えるが、また乳幼児期から青年期までの支援のあり方を考えるため、横断的なプロジェクトチームが必要だと考えるがいかがかとお尋ねに一括してお答えいたします。

発達障害児・者への支援のあり方を考えるに当たっては、実態や現状把握が大切であることは認識しており、ライフステージを見通した支援の現状や課題の把握に努めているところでございます。また、それらをもとに、現在保健福祉と教育の連携はもとより、必要に応じて医療・就労関係者からも幅広く意見を聞くなど、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

P. 145

◎水野博宣行政改革担当局長 高谷市長2期目の公約に関連しての項で、岡山市としてのシビルミニマムの強化について所見を、小さな政府をつくるために行政を民間企業と同様の経営主体とみなし、人件費などのコスト削減を第一の目標とするものか、それから中核部分だけを公務に残し、周辺部分はアウトソーシングまたは臨時・非常勤職員などで行うことか、これらの質問に一括してお答えいたします。

本市の行財政改革の理念は、市民ニーズにフィットした形で、最少の経費で最大の住民福祉を実現することです。今後とも、民間企業の経営手法のよい点を都市経営に取り入れながら、市民協働の市政をより一層推進することが必要であると考えております。そして、戦後肥大化した行政を簡素で効率的、効果的な形に再構築して、コンパクトな自治体をつくっていかねばいけないと考えております。

また、社会経済活動をすべて市場に任せるという考えや、利益最優先の民間経営の考え方はとっておりません。なお、行政サービスを執行する際に、多様な雇用形態の活用によるコスト削減は必要だと考えております。しかし、やみくもに人件費などコスト削減をするというものではありません。

こうした考えに基づいた行財政改革を徹底して行ってきた結果、平成20年度決算では、市全体の借金が平成16年度末の総額7,422億円から682億円減少し、また経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの財政指標は軒並み改善しました。そして、改革で生み出された財源を使って、乳幼児医療費の対象年齢の拡大、特別支援教育補助員の拡大、西消防署・消防防災センターの新設など、福祉、教育、消防などにおける市民サービスの充実、つまりシビルミニマムの強化を進めてきました。

また、政令市には都市経営に関する多くの権限が移っており、企画力と現実の行政サービスをうまく組み合わせることが必要であります。そうしたことによって、政令市としてのメリットを生かした、よりレベルの高い行政サービスを提供していくことができ、これはシビルミニマムの強化にもつながるものと考えております。

以上でございます。

P. 146

◎白神利行都市整備局長 高谷市長2期目の公約に関連しての項で、民主党のマニフェストにある直轄事業に対する地方の負担金の廃止について、また県事業負担金についての市長の考え方を示せとのお尋ねでございます。

直轄事業に対する地方の負担金の廃止についてですが、岡山市では指定都市市長会を通じて、地方分権改革推進の観点から、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた直轄事業負担金は廃止すべきであり、特に維持管理費については本来の管理者である国が全額負担し、地方負担については直ちに廃止すべきと国に強く主張しているところでございます。

県事業負担金についての市長の考え方でございますが、市及び市長会を通して県へ要望している内容と同様で、この内容につきましては市民ネットの羽場議員にお答えをしたとおりでございます。

いずれにいたしましても、今後これまでに以上に国、県に強く働きかけてまいりますので、議員の方々の力強い御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

P. 146

◎中村健一都市整備局都市・交通・公園担当局長 まず1つ目でございますが、高谷市長2期目の公約に関連しての項目のうち、水と緑が魅せる心豊かな庭園都市ということで、街路樹の剪定についての御質問にお答えを申し上げます。

街路樹は、都市の美観の向上や、近年ではヒートアイランド現象の抑止にも効果を発揮し、さらには歩行者に日陰を提供することで人々に安らぎを与えることなどを目的として植樹されるものですが、一方鳥のふん害や落葉など、沿道住民からの街路樹への苦情も多いところから、剪定に当たりましては、地元の苦情や要望を踏まえた中での剪定となりますが、この目的に沿うような剪定に努めなければならないと考えております。今後も、緑のボリュームアップを推進する観点からも、主要な道路や公園など魅力的な景観づくりに配慮するよう、いろいろと研究していきたいと考えております。

続きまして、合併特例区廃止後のまちづくりについての御質問のうち、御津コミュニティバスの今後についての項で、バス路線廃止地域の公共交通についての岡山市の取り組みについての御質問にお答えを申し上げます。

バス路線が廃止され、公共交通手段がなくなる地域における交通手段の確保策につきましては、現行の制度では道路運送法に基づき設置された地域公共交通会議において協議することとなっております。この地域公共交通会議は市が設置するもので、学識経験者、利用者代表、バス・タクシー事業者、関係行政機関などで構成されており、この中で地域の需要に応じた生活に必要な交通手段や、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を具体的に協議することとなります。

以上でございます。

P. 147

◎山脇健教育長 高谷市長 2期目の公約に関連しての項の中で、特別な支援の必要な子どもの現状把握、実態調査を行うべきではないかとのお尋ねにお答えをさせていただきます。

施策を実施する上で、現状や課題の把握というものは当然必要であると考えております。しかし、特別な支援が必要な子どもでもあるという認定が難しく、そしてまた保護者の方としても認めがたいというようなこともございまして、学校・園独自の判断による実態把握は困難であるというふうに考えております。

教育委員会では、発達障害への理解を深め、支援をするための教職員研修の充実を図っております。その成果として、学校・園が保護者に働きかけをして、早期発見の重要性など、発達障害についての理解を深めてきておるわけでございます。今後、医師の方など専門機関との連携の中で、支援を必要とする子どもの把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、図書館整備計画の見直しと、公民館図書コーナーの充実についてのお尋ねにお答えをさせていただきます。

この図書館整備実施計画につきましては、合併に伴う市域の広がりということもあり、全市的視点から計画の見直しも必要と考えております。まず、既存の地区図書館における予約システムの利用促進、また入れかえ頻度や配本冊数をふやして公民館の図書コーナーの充実を図るなど、既存施設の活用やソフト面での図書サービスの向上を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

P. 147

◎岡村頼敬安全・安心ネットワーク担当局長 高谷市長 2期目の公約に関連しての項の中で、高齢者の安心な居場所づくり、または地域の人が交流できる場としてのコミュニティカフェについての所見はどうかというお尋ねでございます。

高齢化社会や核家族化が進む中、地域の中で世代を超えた交流を深めることが課題解決の一方策であると考えられ、そのサポートを強化していくことも必要であると考えております。地域における交流の場としましては、現在も高齢者の方や子育て世代の方を対象とするサロンなどの活動はございます。

議員御指摘のコミュニティカフェにつきましては、岡山市におきましてはまだ実態の十分な把握はできておりませんが、全国的に見ますとボランティアやNPOの方が実施する事例がふえつつあるようでございます。また、一定の期待感も持たれているようにお見受けをいたします。今後、実態を注視していくほか、市内地域において新たに創設されるような場合に、どのようなサポートを行っていくことが望ましいのか、またそれが可能かどうかといった点について今後研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

P. 147

◎高次秀明企画局新市建設計画推進担当局長 合併特例区廃止後のまちづくりの項につきまして、合併特例区長に質問ということで、御津、灘崎それぞれの合併特例区の成果は、今後成果の何を残すべきか、合併後に旧町だった地域はどのように変わったか、合併はどういう市民サービスの向上をもたらしたか等の一連の御質問に、御津、灘崎の両合併特例区長の御意見もお伺いして取りまとめた上で一括御答弁いたします。

合併特例区は、合併特例法及び地方自治法により、合併地域に一定期間設置される特別地方公共団体でありまして、新市への円滑な一体性の確立のために設けられた制度でございます。この制度を生かして、合併特例区では予算調整権を初め一定の権限等を持つとともに、公の施設の設置及び管理、それから地域振興イベントなど、地域に密着した施策を実施しております。

また、特例区には合併特例区協議会が設置されまして、合併協定事項及び新市建設計画の着実な実行をチェックするとともに、特例区が処理する重要事項の審議に加えまして当該地域の住民の意見を取りまとめるなど、本市とのパイプ役として精力的に活動していただきました。合併に伴う諸問題の解決や地域全般の振興について御尽力をいただいたところでございます。両特例区とも設置期間が残すところあと5カ月余りとなっておりますが、この制度を設けた趣旨及び目的に沿って、地域住民の合併への心理的抵抗感を和らげ、当該地域の住民福祉の増進と新市への一体性へのソフトランディングに大きな役割を担っていただいたものと確信しております。

また、両特例区長からは、ハード面においては、合併により保健福祉関連施設や高度情報化施設などの整備が進んだことや、市民サービスの面からは、厳しい経済・財政状況の中で安心して提供できる体制になったこと、さらには合併時の目標として掲げておりました政令指定都市岡山の実現をなし遂げたことによって地域のイメージアップにつながったなど、評価をいただいております。一方で、特例区解散後であっても地域の声にしっかりと耳を傾けて、中心部だけではなく合併地域を含め周辺部のまちづくりも進めていただきたいとの声もいただいております。

こうした声をしっかりと受けとめながら、合併特例区が解散した後におきましても、引き続き新市建設計画に基づき、御津地域における病院併設の総合保健福祉施設の整備や、灘崎地域における灘崎町総合公園の整備などの計画事業について、着実に実行してまいり所存でございます。

いずれにいたしましても、特例区として活動いただいた成果をしっかりと受けとめ、これまでに増して御津・灘崎両地域住民の皆さんと一体となって取り組みを進めることが重要であると考えております。

特例区解散後におきましても、政隆会の藤原議員にお答えしましたとおり、新市建設計画等の進捗

状況の確認や地域住民の皆さんの声の反映の場につきましては、特例区協議会の御意見も伺いながら適切な形で対応することにより、両地域の皆さんに安心していただける市民サービスの提供に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、御津コミュニティバスの今後についてということで、バスにするのかダイヤモンドタクシーにするのか、地域のニーズを把握した上で議論する場合は支所が中心になるのか、その際地域住民との協働はどうか進めるのかという御質問です。

御津コミュニティバスの今後につきましては、新風会の森田議員にお答えしたとおりでございますが、議員御指摘のように、市民の利便性の観点からは見直していくことも必要かとは思っております。今後とも、地域の実情やニーズ等を把握しながら、各路線ごとの運行便数や運行時間の見直し、またダイヤモンドタクシーも方策として視野に入れながら、より効果的かつ効率的な方策について検討してまいりたいと考えております。

また、検討に当たりましては、利用者である地域住民の御協力をいただきながら、直接窓口となる御津支所を初め、関係部署と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[24番下市香乃美議員登壇、拍手]

P. 148

◆24番(下市香乃美議員) それでは、再質問をさせていただきます。

行革担当局長のほうから最初の部分について答弁があったんですけれども、官製ワーキングプアについては答弁がありませんでした。昨年の年越し派遣村に象徴されるように、今や3人に1人は非正規雇用という状況になっております。そこにきてこの人件費比率17%という目標が出てきたわけで、この官製ワーキングプアを発生させずに目標を達成しようと思っているのかどうかをお答えください。また、岡山市の官製ワーキングプアの現状というのをどういうふうに認識されているんでしょうか、お尋ねいたします。

それと、人事評価についてですけれども、まずこの人事評価、大変難しいことだというふうには私は思っております。今、総務局長がおっしゃったようなことがとととと本当に中立公正でできるか、とても疑問に思っているところです。それで一つ、情報公開はというふうにされていくんでしょうか。それと、教育委員会も同様の仕組みを導入するのでしょうか、お答えください。

それから、市長の退職金についてでございます。

何遍も何遍も言っていて、私だけが言っているようなんですけれども、私は行革を第一に掲げる高谷市長だからこそ、市長退職金についての考え方を質問しているんです。現在の4年で約3,000万円の市長退職金は本当に市民の理解を得られているのかどうかということが一番疑問なわけなんです。市民の理解が得られているという答弁がありますけれども、そう考える根拠を示してください。それで、これから受け取ることになるわけですね。妥当だから受け取ると考えてよいのかどうか、お尋ねいたします。

それと、次に街路樹の剪定についてです。

緑のボリュームアップをする、安らぎと憩いの空間をつくる、もう全く私はこれ賛成なんですけれども、この街路樹の剪定です。一律に刈られてるような、そういう御相談が市民の方からありました。今、担当局長からの御答弁なんですけれども、この4月から区役所の維持管理課にこの剪定業務が移っていますよね。それで、7月の話なんですけれども、この街路樹がわああってあって、片側をだあともう本当に木を丸坊主にしちゃうと。緑を大事にするっていう岡山市が何でそうなのだというところで、市民の方が直接区役所の維持管理課のほうに電話をしたそうです。それで、とりあえず半分だけ今終わっているようなんですよ、この街路樹。半分だけ剪定が終わってる。残りをどうするのだろうなというふうに心配もしています。どういう方針でやるのか、例えば夏の暑い時期、木陰が欲しいじゃないですか。そういうときに剪定をしなくてもいいんじゃないかなあと私も思うわけです。その辺の考え方を教えてください。

それと、南方の子育て支援センターについてですけれども、来年4月に南方保育園ができて、南方子育て支援センターもできます。ただ、後楽館の校舎の完成が平成24年3月ということになっているわけで、それまで駐車場がないんです。その間は番町の子育て支援センターというのを残してほしい、いろいろと保育園のほうでもばたばたしているでしょうし、そういう配慮をしてほしいというふうには、これは強い要望としておきます。

それから、発達障害者の現状把握、実態調査についてなんですけれども、教育長のほうは調査は必要だけれどもなかなか難しいという御答弁だったと思います。保健福祉局長のほうがちよっといまいわからなかったんですね。行くべきだと考えているのかどうか、できるのかどうか、岡山市として、なかなか難しい調査になると思うんですけれども、本当の意味で発達障害者の支援をしていこうと思ったら絶対に必要ですよ、現状把握は。で、岡山市単市ではできないということであれば、国に要望して全国的な調査も私は必要だと思ってるんです。国に要望しますか、お答えください。

それと、横断的なプロジェクトチームについてなんですけれども、当局内部でそういうことをやっているのだということだったと思います。私、そういうやっていると市民の方に公開してほしい、情報公開が足りないんじゃないかなと思うんです。市民のひろばに載せるとか、ホームページに載せるとか、各種団体の長とかという方じゃなくて、普通のお父さんやお母さん、かかわっている人たち、そういう人たちからのアクセスもいただけるような仕組みをお考えになったらどうですか。お尋ねします。

それと、図書館についてですけれども、聞けば聞くほど東部地区図書館の整備がおくれるようなので余り聞きたくはないんですが、でも大事なことから聞きます。平成9年に図書館整備実施計画をつくりました。で、平成14年にその計画を見直し、またここに来て全く全市的に見直すということになってます。これね、教育行政への不信につながるんじゃないかと私は心配してます。図書館が欲しいという声、たくさんあるんですよ。だからこそ、どういふふうな手法でこれからその見直しをするのかというふうに聞いたんです。特に中区の図書館については、中区のまちづくりと一緒に取り組んでいこうというお考えはありますか、お尋ねいたします。

それと、公民館の図書コーナーです。

充実させるのだという話なんですけど、では公民館の職員にそういう周知を行ったんでしょうか、お尋ねいたします。

次に、要綱行政についてです。

条例を数としては404本、要綱については告示を行っているものが313本というお答えでした。告示を行っていないものというのはどのくらいあるんですか。

それと、要綱が全く必要でないというふうには私は思っているわけではありませんが、ただ余り要綱だけに頼るのもどうなのかなというふうには思っているのは事実です。なぜかという、個別具体的に言えば、この成年後見制度利用支援実施要綱等の改善に関する陳情が出されたことによって気がついたわけですが、今保健福祉局長のほうから委員会に説明すべきものだったという御答弁がありました。そうだと思うんです。ここが食い違ったらどうしようかなと思っただけですが、本当に大事なことだと思しますので、こういうことはちゃんと委員会に諮ってほしい。ただ、諮らなかつたという事実があるわけですね。ということは、全市的な基準ってはっきりしてないんじゃないかなと心配するわけです。

そこで、現在の要綱等を整理して、要綱、要領などで定める範囲の基準を決める。現在の要綱をその基準で見直し、条例化すべきもの、条例化できるものは条例化をする。そして、市民から見えないルール、要綱ってなかなかわからないわけですよ、議会ですえ知らなかつたわけですから、見えないルールである要綱をホームページや市政情報コーナーなどで基本的にすべてを公表するということについて御所見をお伺いしたいと思います。

次に、合併地区のことについてです。

私は、先ほど森田議員からも質問があつたんですけれども、地理的に見ても岡山市の端にある合併地区の支所というのは残していかなきゃいけないんじゃないかというふうには思っています。ただ、今のところ10年間はという、新市建設計画・基本計画があるうちにはということなんですけれども、市民の安心を守るということでは支所の存在は大きいと思うんです。まあこれはそのときに考えようというお話かもしれませんが、将来的なことを考えたとしても大事なことなので、ちょっと長いスパンではありませんがお考えを聞いておきたいと思つています。新市建設計画が済んだ後はどうでしょうか。

それと、バスの話です。

私、非常に答弁が簡単だつたんじゃないかなと思うんですけれども、今まではコミュニティバスをどうするかという話だつたわけですよ。コミュニティバスはこのまま存続するよと、3月22日以降も。だけど、コミュニティバスだけじゃなくてほかの形もある、そういうことも一緒に考えていかなきゃいけないんじゃないかと、この時期に、で、その考えるときに、やっぱりその地域に密着している支所の職員が地域住民の中に入って、地域との連絡をとったり地域を見たりしながらその地域に合った施策をつくり出す、そういうことをやるべきじゃないかと。そのためには、やる気のある職員を担当責任者として配置すべきだと思うんですけれども、お考えをお聞かせください。

それから、区役所についてです。

フロアマネージャーについては検討するという事なので、ぜひお願いします。

市民保険年金課のことです。

この市民保険年金課の中には福祉総務係というのがありまして、ここが先ほどの後期高齢者医療制度の申請とかの受け付けをするところなんです。この係は中区は5人、南区は4人、東区は5人しかいないんです。福祉総務係としては、事務分掌が73もあつて、後期高齢者医療費の申請受け付けにかかわるものだけでも52本も様式がある。物すごく細かいんです。この人員を算出した方法をまず御説明ください。窓口は市役所の顔という側面を持っているので、事務分掌の量からしても人数をふやす必要があるんじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。休暇取得等に支障はありませんか。

それから、収入印紙と県証紙の話です。

自動販売機の設置を検討したいということですので待ちますけれども、これは市民サービスの上からは本当に早くしてほしいと思つています。2つ行かなきゃいけないわけですよ。収入印紙を買いに郵便局、それから県の機関、それから区役所に行かなくちゃいけない。それだったら最初からパスポートセンターに行ったほうが便利だつたんじゃないかって、こういうふうな市民の声がありますから、早急にやっていたきたいと思つています。いかがでしょうか。

それと、メディアコムについてです。

今御答弁があつたように、区役所として使いたいからが一番にあつたようなんですけれども、賃料も市民の大切な税金から支払われるわけです。賃料引き下げの努力はしたんでしょうか。市が借りるときの基準、いろんなところを借りてるわけですね、これまでも自分のところではなくて借りたところがあります。そういう市が借りるときの基準というのをつくるべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。(拍手)

P. 151

◎繁定昭男総務局長 人件費比率の17%達成のために官製ワーキングプアを発生させずにやるのかというお尋ねでございます。

現在、全市を挙げて事務量を反映したゼロベースからの定員分析に取り組んでいるところでございます。市の組織機能や執行体制等を検討し、事業に見合った適正な人員を算出した上で適正に対応してまいりたいと考えております。なお、雇用形態につきましては、業務に支障がないよう柔軟かつ適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

また、人事評価制度について、情報公開をするのかというお尋ねと、教育委員会もやるのかというお尋ねでございます。

この人事評価につきましては、絶対評価というものを考えておりまして、その個人に対しては公開をしたいというふうには今検討しているところでございます。また、教育委員会についても同様に実施をしたいと考えております。

また、市長の退職金について、市民に理解が得られているのかというお尋ねでございます。

この市長の退職金につきましては、他の政令市と比較をいたしましても下位に位置し、また総合政策審議会総務・社会部会で議論いただいた答申をこの議会でご議論いただき、適正であるというふうにご検討いただいております。

また、要綱について基準をつくって、見えない部分をすべて公表すべきだというお尋ねでございます。

このすべてについて一律の基準、あるいは公表ができるかということにつきましては、今後どういった課題等があるかについて研究し、また検討してまいりたいというふうにご検討いただいております。

以上でございます。

P. 151

◎片山伸二市民局長 区役所についての項で、まずパスポートの関係での収入印紙、県証紙の販売についての再質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、区役所等を訪れておられる方について現在ちょっと御迷惑をおかけしているというところがございます。ただ、御承知のとおり、印紙については郵便局、証紙については県との協議がどうしても必要になってまいりますので、早急にそこら辺との協議をしまして、どういう形ができるのか、早急に結論を出してまいりたいというふうに考えております。

次に、メディアコム賃料の関係でございますが、賃料決定に当たり、当然これはもう公的目標が、先ほども御答弁申し上げましたように、市民サービスを提供する公共施設であること、また一定の期間かなり広いところをお借りするものであること、さらには近隣のビルであるとか既に入居しているテナント、ここら辺と比較して高い賃料にならないようなこと、こういうことに基づいて家主と協議した結果、こういう形で賃料を決定したもので、妥当なものだというふうに考えております。

以上でございます。(「基準はだれが答えるんですか」と呼ぶ者あり)

済みません。

最後に、そういったものの借上げの際の基準をつくるべきではないかという御質問でございます。

これまでも、借上げをする場合、明確な基準というものはございませんが、これまで過去に市がそういった借上げをした、賃借をしたものを参考にして価格を定めておるところでございます。

よろしく願いたします。

P. 151

◎奥田さち子保健福祉局子ども・子育て担当局長 発達障害についての現状把握が保健福祉局としてできるのか、また国に要望をしてはどうかというふうなお尋ねでございます。

確かに、統計的な全数での実態把握ということは難しいと思いますけれども、岡山市では今、1歳半健診であるとか3歳児健診であるように、母子保健の分野、また障害児保育の分野、さらに子ども総合相談所であるとかこころの健康センターの事例等を通しての現状把握の中で課題等を分析しております。

御指摘の国への要望につきましては、保育園での、まあことしもそうですけど、国へ障害児保育についての中身で発達障害についての要望をしたところでございますが、いわゆる実数調査、実態調査につきましては今後国等へ要望できるように考えてまいりたいと思います。

また、横断的プロジェクトについて、やっていることを公表してほしい、そして保護者からのアクセスもそのことによって得られると思うがという御質問をいただきました。

現在、保健福祉局、また教育委員会の中から、作業部会としてメンバーを出して作業を進めているものでございます。公表ということにはなっていますが、その得られた課題等を総合政策審議会保健・福祉部会で、発達障害者の支援のあり方について現在御意見をいただいているところでございます。その中でも保護者の意見等もお聞きする予定にしております。また、中間報告がまとまればパブリックコメントもしていく予定にしております。いずれにしても、保護者の方のお声をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

P. 152

◎中村健一都市整備局都市・交通・公園担当局長 街路樹の剪定につきましての再度の質問にお答えを申し上げます。

街路樹の剪定につきましては、御質問のような時期の問題、それに加えましてあとふん害だとか虫だとか落葉など、いろんな意見が地元地域の方々から寄せられておまして、個別の場所ごとにどのようになっているのかというのを判断しているというのが現状かと思っております。

しかしながら、地域の皆様の意向を酌みながら、街路樹の効用を發揮させ、緑のボリュームアップにつなげていくためにはどのようにしたらいいかというのをいろいろと研究していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

P. 152

◎山脇健教育長 数点の再質問をいただいておりますが、まず1点目の発達障害児の実態調査につきまして、国への要望はしないのかという御質問でございますが、先ほども申し上げましたこの実態調査というものが、そして施策を展開していくという上で大切な内容であろうというふうに考えております。

しかし、先ほども言いました人権的な配慮というようなことも大切な視点になってこようと思っておりますので、国においてそれらの条件整備もぴしっと詰めていただいた上で、実態調査をしていたくような要望ということはぜひやっていきたいというふうに考えております。

それから2点目ですが、図書館整備につきまして、どんな手法で、中区としての整備というものは考えないのかというふうな御質問でした。

以前にもお答えをさせていただいておりますが、都市ビジョンというものがございますので、都市ビジョンの方向性を見定めながら、それを踏まえて全市的な視点からの見直しを行っていききたいというふうに考えております。その見直しのときには、何らかの形でまた市民の方のお声をお聞きすることになるというふうに考えております。

それから、公民館の図書コーナーのことにつきまして、職員のほうへの周知を図っているのかということでしたが、現在まだ周知をしているという段階ではございませんが、今後この具体的なものをさらに詰め、そしてスケジュール等も詰める中で、公民館のほうには周知を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

P. 152

◎高次秀明企画局新市建設計画推進担当局長 コミュニティバスのあり方についての再質問でございますが、今後進めるに当たりまして、支所職員がもう少し住民の中に入ってしっかりと取り組むべきではないかという御質問でございます。

地域コミュニティバスのあり方を地域の実情をしっかりと踏まえて見直し、そしてより効果的な利用ができるようにするということが、大変必要なことじゃないかなというふうに認識しております。そのためには、まずは利用者であります地域住民の御協力をいただくためにも、最も身近なところにいる御津支所の職員がまず汗をかいて、そして関係部署とも協力をしながら進めていくべきであると考えております。そのために、新市建設担当といたしましても、特例区協議会やその職員でもありません御津支所の職員、関係部署とよく連携をとりながら、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔24番下市香乃美議員登壇、拍手〕

P. 153

◆24番(下市香乃美議員) 最後に市民局長が答えてくれた、市が借りるときの基準ですけれども、明確なものはない、そうなんですよね。今までこうだったというのしか、今まで私も調べた中で出てこないんです。でも、私は統一的なものが要るんじゃないかなと思うわけです。普通借りるときだったらこうだよなっていうことがたくさんあるんだけど、それを考慮せずにやってるんです。で、まあもうここまで来たら妥当なものだったとしか言えないじゃないですか。質問は、全体的な基準、市民局長が答えるべきじゃないと思うんですけど、どこかを借りる場合、どうしても借りなくちゃいけないときがあるわけですから、その全体的な基準というのが要ると思うんですが、お答えをもう一度お願いいたします。

それと教育長、図書館整備計画の今後の見直しなんですけど、これはいつまでに行おうというふうにお考えなのか、ちょっとその辺をお示しいただきたいと思っております。

それと、今ここに市政だよりを持ってきたんですけれども、5月号です。ここに先ほど言った市職員の給与などの状況を公表しますと、まあちっちゃいんですけどあるんです。この中に退職手当という項目があります。先ほどの答弁、直しといったほうがいいと思っておりますよ。退職手当がありまして、市職員の退職手当の平均はもう出てるんですよ。何でここに市長、特別職のがないのだと、私はおかしいなと思うわけです。市民に情報公開が足りないんじゃないかなと思うから、こういう形で市の職員もやってるんだったら、当然市長の退職金だってあって当たり前だと思うんです。早急にやってほしいと思っております。

それと、先ほどのパスポートとか市民保険年金課の業務とか、皆さんのおうちにもあると思うんですけれども、この「くらしの便利帳」、この中で区役所でできるって書いてあるんですよ。岡山市が決めたんだから、それができなかつたら市民の皆さんは、岡山市は言ってることとやることが違うじゃないってなったら困ると思っておりますから、先ほどの南区と中区のことにしても、ぜひ早目に同じようなサービスにしていきたいと思っております。

今の日本社会の最も大きな重い課題は、人口減少と高齢化です。このことはもうどこでも一緒です。地域に暮らす人々が今後も希望する地域で豊かに暮らし続けること、これが私たち、岡山が政令市になって一番にやることだと思います。御津も建部も瀬戸も灘崎も一緒ですから、皆さん一緒に頑張っていきましょう。

本日はありがとうございました。(拍手)

P. 153

◎繁定昭男総務局長 市長の退職金について、公表についての再度のお尋ねでございます。

市長の退職金につきましては、これはもう既に公になっていることでございます。市民のひろばに掲載することについては、これは先ほど御答弁申し上げましたように、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

P. 153

◎内村義和財政局長 市が建物等を借りる際の賃料の基準でございますけれども、現在においてその全体の基準はございません。これにつきましては、建物の立地条件、また市が借りる場合の広さ、用途等におきまして、それぞれやはりその賃料において、その場その場での平均的、または妥当な値段というものを決めなければいけないということがございますので、一律に決めるということにはなじまないものというふうに考えております。

P. 153

◎山脇健教育長 図書館整備計画につきまして、いつまでなのかという御質問でございますが、これにつきましては以前6月にもお答えをさせていただきました。現在の施設の充実、先ほど申し上げましたコーナーの充実も含めまして、そういう特徴、ソフト面での充実というものを図った上で整備の方向性、そしてまた必要性というものを見させていただきながら検討していくということになると思っております。

以上でございます。